

## 7 參考資料

< 保育所・幼稚園・認定こども園等の状況 >

1. 特定教育・保育施設等

① 保育所(保育所型認定こども園を除く)

R7.4.1現在

市町村	保育所数				就学前 児童数	認可 定員 (A)	利用こども数				利用 割合 (B)/(A)	待機 児童数	
	公立	私立					合計	1号	2号	3号			計 (B)
		社福法人	その他	計									
高知市	22	59	1	60	82	11,289	11,379		4,186	2,471	6,657	58.5%	9
室戸市	3	3		3	6	161	368		94	69	163	44.3%	
安芸市	6	1		1	7	376	710		209	119	328	46.2%	
南国市	6	8		8	14	1,955	1,780		752	415	1,167	65.6%	
土佐市	10		1	1	11	1,002	1,170		464	298	762	65.1%	
須崎市	2	5		5	7	438	695		229	121	350	50.4%	
宿毛市	5	1		1	6	469	666		232	128	360	54.1%	
土佐清水市	3				3	190	272		75	42	117	43.0%	
四万十市	13	3		3	16	1,052	1,155		393	225	618	53.5%	
香南市	5				5	1,390	764		351	206	557	72.9%	
香美市	6	1		1	7	752	820		316	215	531	64.8%	
東洋町	2				2	40	135		26	9	35	25.9%	
奈半利町						59							
田野町						91							
安田町						44							
北川村	1				1	30	60		17	9	26	43.3%	
馬路村	1				1	18	30		8	5	13	43.3%	
芸西村	1				1	106	95		18	30	48	50.5%	
本山町	1				1	72	100		44	21	65	65.0%	
大豊町	1	1		1	2	44	100		28	11	39	39.0%	
土佐町	1				1	109	135		56	38	94	69.6%	
大川村						14							
いの町	4	2		2	6	664	470		238	106	344	73.2%	
仁淀川町		2		2	2	94	80		28	18	46	57.5%	
中土佐町	2				2	106	150		59	39	98	65.3%	
佐川町	2	5		5	7	322	520		182	109	291	56.0%	
越知町						109							
梶原町						81							
日高村		2		2	2	148	155		80	43	123	79.4%	
津野町						144							
四万十町	7	3		3	10	386	595		211	108	319	53.6%	
大月町	1				1	91	105		50	23	73	69.5%	1
三原村	1				1	28	45		17	3	20	44.4%	
黒潮町	4				4	248	380		136	77	213	56.1%	
計	110	96	2	98	208	22,122	22,934		8,499	4,958	13,457	58.7%	10

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

②幼稚園(施設型給付施設(幼稚園型認定こども園を除く))

R7.4.1現在

市町村	施設数			認可 定員	利用こども数			
	公立	私立			計	1号	2号	計
		宗教法人	学校法人					
高知市			3	3	580	162		162
南国市	1			1	111	29		29
土佐市			1	1	200	64		64
須崎市		1		1	150	1		1
香南市	2			2	350	161		161
芸西村	1			1	60	42		42
いの町	1			1	95	18		18
計	5	1	4	10	1,546	477	0	477

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

③幼保連携型認定こども園

R7.4.1現在

市町村	施設数			定員	利用こども数			
	公立	私立	計		1号	2号	3号	計
高知市		5	5	851	77	265	135	477
南国市		3	3	629	23	260	135	418
四万十市		1	1	165	2	66	53	121
香南市	2		2	365	6	158	101	265
奈半利町	1		1	130	1	41	11	53
田野町	1		1	135	3	46	26	75
安田町	1		1	140	0	29	9	38
いの町	2		2	295	5	111	52	168
越知町	1		1	150	3	65	29	97
梶原町	1		1	150	0	52	17	69
津野町	2		2	292	2	74	52	128
四万十町	1		1	88	0	19	10	29
計	12	9	21	3,390	122	1,186	630	1,938

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

④連携型外認定こども園

R7.4.1現在

市町村	施設数				認定 定員	利用こども数			
	幼稚園型	保育所型	地方裁 量型	計		1号	2号	3号	計
高知市	13	4	2	19	3,394	318	1,042	549	1,909
宿毛市	1			1	253	3	27	25	55
土佐清水市	1			1	135	12	20	17	49
四万十市	1			1	222	21	86	40	147
香南市		1	1	2	125	15	46	41	102
香美市	2			2	240	20	74	9	103
仁淀川町		1		1	50	0	20	11	31
県計	18	6	3	27	4,419	389	1,315	692	2,396

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

⑤地域型保育事業所

R7.4.1現在

市町村	施設数							合計	認可 定員	利用こども数				
	小規模保育				事業所内保育					家庭的 保育	1号	2号	3号	計
	A型	B型	C型	計	A型	B型	保育所型							
高知市	11	3		14	3			17	274		21	122	143	
南国市	3			3			1	4	116			51	51	
土佐市					1			1	14			12	12	
須崎市		1		1				1	9			6	6	
四万十市							1	1	5			4	4	
香南市	1	3		4		1		5	79			46	46	
香美市		1		1				1	16			6	6	
大川村	1			1				1	19		8	3	11	
いの町							1	1	5			2	2	
計	16	8		24	4	1	1	2	537		29	252	281	

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

⑥へき地保育所

R7.4.1現在

市町村	施設数	定員	利用こども数		
	公立		2号	3号	計
いの町	1	25	5	3	8
計	1	25	5	3	8

(R7年度特定教育・保育施設等運営状況調査)

2. その他

①幼稚園(国立)

R7.5.1現在

市町村	施設数			定員 A	在園児数 B	定員 充足率 B/A
	国立	私立				
		学校法人	計			
高知市	1		1	124	55	44.4%

(R7年度学校基本調査)

②認可外保育施設(認定こども園・へき地保育所は除く)

R7.4.1現在(高知市はR7.6.1時点)

市町村	施設数					合計	入所 児童数
	事業所内			企業主 導型	託児所 等		
	病院	その他	計				
高知市	13		13	12	12	37	313
安芸市	1		1			1	4
南国市	3		3	1		4	72
土佐市					1	1	
須崎市	1		1		1	2	8
宿毛市	1	1	2		1	3	18
四万十市					1	1	
香南市	1		1		2	3	15
香美市					1	1	
奈半利町	1		1		1	2	2
田野町	1		1			1	7
芸西村	1		1			1	8
佐川町	1		1			1	
越知町	1		1			1	3
四万十町					1	1	
計	25	1	26	13	21	60	450

(R7年度運営状況報告)

## 保育所指導監査文書指導の概要

R8.1.31現在

指導事項	R05 監査実施 137施設(42施設)※ (高知市除く)	R06 監査実施 131施設(47施設)※ (高知市除く)	R07 監査実施 68施設(0施設)※ (高知市除く)
給食関係者の検便の実施状況			
健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況	1(0)		
ほふく室または保育室の面積不足	3(0)	1(1)	1(0)
保育所運営についての重要事項に関する規程の不備			1(0)
建物及び設備の構造の変更届け			
職員の配置状況	2(0)	2(1)	2(0)
労働基準法等関係法規の遵守の状況			
消火訓練及び避難訓練の実施状況	1(0)	3(0)	1(0)
防災対策マニュアルの掲示	1(0)	1(0)	
安全計画の策定		1(0)	1(0)
その他	1(0)		
計	9(0)	8(2)	5(0)

※R5年度より、一部施設において実地によらない指導監査を実施。括弧はその内数。

## 幼保連携型認定こども園指導監査文書指導の概要

R8.1.31現在

指導事項	R05 監査実施 13施設(2施設)※ (高知市除く)	R06 監査実施 15施設(2施設)※ (高知市除く)	R07 監査実施 12施設(0施設)※ (高知市除く)
給食関係者の検便の実施状況			
健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況			1(0)
ほふく室または保育室の面積不足			
労働基準法等関係法規の遵守の状況			
消火訓練及び避難訓練の実施状況		2(1)	
防災対策マニュアルの掲示			1(0)
安全計画の策定			
その他			
計	0(0)	2(1)	2(0)

※R5年度より、一部施設において実地によらない指導監査を実施。括弧はその内数。

# 認可外保育施設一覧(高知市以外)

R8.1月末現在

	市町村名	番号	施設名	区分	郵便番号	住所
1	安芸市	1	高知県立あき総合病院 職場託児所	事業所内	784-0027	安芸市宝永町3-33
2	南国市	2	JA高知病院 院内保育所 くるみ園	事業所内	783-0007	南国市明見字中野526-1
		3	託児所たんぼぼ	事業所内	783-0047	南国市岡豊町常通寺島335-3
		4	こはすキッズ(高知大学医学部附属病院)	事業所内	783-8505	南国市岡豊町小蓮185-1
		5	なかざわうじけ こども園	企業主導型	783-8585	南国市伊達野501
3	須崎市	6	須崎くろしお病院 院内託児所 ちびっ子ハウス	事業所内	785-0036	須崎市緑町4-13
		7	松木 望美	居宅訪問型(個人)		(非公開)
4	宿毛市	8	高知県立幡多けんみん病院 職場託児所	事業所内	788-0785	宿毛市山奈町芳奈3-3
		9	ぬくもり(社会福祉法人 愛生福祉会)	事業所内	788-0783	宿毛市平田町戸内1813-1
		10	宿毛市立おきのしま保育園	一般	788-0677	宿毛市沖の島母島445
5	四万十市	11	家族サポート「にこにこ」	居宅訪問型(事業所)		<非公開>
6	香南市	12	野市中央病院 託児所	事業所内	781-5213	香南市野市町東野555-18
		13	吉田 博美	居宅訪問型(個人)		(非公開)
		14	乳幼児学童保育施設 認定こども園 わらべ館 香南	一般	781-5452	香南市香我美町下分字国吉窪350-1
		15	立花 ほのか	居宅訪問型(事業所)		(非公開)
7	香美市	16	池上 梓	居宅訪問型(個人)		(非公開)
8	奈半利町	17	のんのん保育所(はまうづ医院)	事業所内	781-6402	安芸郡奈半利町乙3704-1
		18	奈半利町あつたかふれあいセンター	一般(一時預かりのみ)	781-6403	安芸郡奈半利町乙1269番地1
9	田野町	19	田野病院 保育所(たのしい保育園)	事業所内	781-6410	安芸郡田野町636-1
10	芸西村	20	チャイルドルームむつき(芸西病院)	事業所内・一般	781-5701	安芸郡芸西村和食甲4268
11	いの町	21	いの町立本川へき地保育園	へき地	781-2601	吾川郡いの町長沢4-2
12	佐川町	22	すくすく(清和病院)	事業所内・一般	789-1202	高岡郡佐川町乙1777
13	越知町	23	北島病院 託児所	事業所内	781-1301	高岡郡越知町越知甲1708-3
14	四万十町	24	あつたかふれあいセンターやまびこ	一般(一時預かりのみ)	786-0301	高岡郡四万十町大正190

第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設

令和7年4月1日現在

市町村名	公・私・地域	施設名	住所	電話	事業類型			申し込み窓口 (左記と異なる場合)	年齢	定員
					一般型	幼稚園型	余裕活用型			
1	高知市	公	高知市宮前保育園	高知市宮前町139-2	088-824-4760	○			1才～	10
2		私	あざみの保育園	高知市薊野北町2-7-5	088-845-1253	○			1才6ヶ月～	12
3		私	五台山保育園	高知市五台山3360	088-882-7469	○			1才～	10
4		私	うららか保育園	高知市春野町南ヶ丘1-9-1	088-805-2828	○			5ヶ月～	10
5		私	神田保育園	高知市神田1410-3	088-832-9253	○			1才6ヶ月～	6
6		公	高知市春野弘岡中保育園	高知市春野町弘岡中1717	088-894-2201	○			1才～	10
7		私	朝倉くすのき保育園	高知市朝倉東町46-27	088-843-3479	○			1才6ヶ月～	10
8		私	高須第2幼稚園	高知市屋頭19	088-883-2329		○	○	2才～	
9		私	やえもん幼稚園学園	高知市札幌13-5	088-884-3888		○		3才～在園児	
10		私	桜井幼稚園	高知市桜井町1-9-14	088-882-0450		○		3才～在園児	
11		私	丑之助学園	高知市北本町3-2-33	088-883-0636		○	○	0～5才	
12		私	もみのき幼稚園	高知市鳥越40-15	088-844-5180		○	○	0～5才	
13		私	潮モンテッソーリ学園	高知市百石町4-2-16	088-832-0765		○	○	1才～	
14		私	みさと幼稚園	高知市仁井田2075	088-847-0831		○	○	6ヶ月～	
15		私	清和幼稚園	高知市南万々110-2	088-875-0551		○		3才～在園児	
16		私	若草幼稚園	高知市若草南町3-1	088-844-0014		○		3才～在園児	
17		私	芸術学園幼稚園	高知市大津乙2028	088-866-3200		○		3才～在園児	
18		私	一宮幼稚園	高知市一宮東町1-21-9	088-845-8675		○		3才～在園児	
19		私	杉の子第2幼稚園	高知市城山町180-1	088-832-0137		○		3才～在園児	
20		私	杉の子幼稚園	高知市神田813	088-832-0136		○		3才～在園児	
21		私	杉の子せと幼稚園	高知市長浜6389-1	088-842-2145		○		3才～在園児	
22		私	へいわ幼稚園	高知市春野町芳原前山3264	088-841-1680		○	○	2才～	
23		私	聖泉幼稚園	高知市与力町5-18	088-872-6891		○		3才～在園児	
24		私	高須幼稚園	高知市高須本町11-12	088-883-2319		○		3才～在園児	
25		私	あたご幼稚園	高知市愛宕町3-8-11	088-872-1028		○		3才～在園児	
26		私	高知聖母幼稚園	高知市本町5-6-29	088-872-3662		○		3才～在園児	
27		私	わらべ館	高知市長浜蔦絵台2-29-3	088-821-8033		○	○	0才～小4	
28		私	葛島保育園	高知市葛島4-2-41	088-884-2313		○	○	3ヶ月～小学生	
29		私	春野学園	高知市春野町東諸木4115-13	088-842-0777		○	○	1才～	
30		私	USIO NURSERY永国寺	高知市永国寺町1-1 3289ビル1F	088-856-8868		○		0～3才	
31		私	高知中央保育所	高知市はりまや町1-11-13 コーポハリマヤ1F	088-883-3545		○		4/1時点で0～2才児	
32		私	夢工房ちより	高知市知寄町1-8-18-105	088-821-7353		○		0～1才	
33		私	葛島保育園キッズルームなないろの森	高知市葛島4-2-24 1F	088-856-8948		○		0～1才	
34		私	もりチャイルドハウス	高知市神田452-7	088-831-4787		○		3ヶ月～小学生	
35		私	うららかキッズガーデン	高知市春野町西分4660	088-894-4111		○		0～2才	
36	私	びすた保育園	高知市南川添2-5	088-883-0038		○		3才～在園児		
37	私	みかつき幼稚園	高知市万々381	088-822-3388		○		3才～在園児		
38	私	さくらんぼ園	高知市帯屋町2-2-9帯屋町チェントロビル2階	088-821-8787		○		0～1才		
39	私	Azono!ここにこ駅	高知市薊野北町4丁目7番24号	088-846-5227		○		4ヶ月～		
40	私	ヤクルトこうち保育園	高知市知寄町1丁目4-7	088-821-8961		○		6か月～2才		
41	私	ニチキッズ一宮南保育園	高知市一宮南町1丁目15番13号	088-855-7125		○		0～2才		
42	公	高知大学教育学部附属幼稚園	高知市小津町10-26	088-822-6417		○		3才～在園児		
43	私	くるみ幼稚園	高知市北竹島町383番地	088-833-3679		○		満3歳～在園児		
44	私	清和幼稚園みどりの丘	高知市福井町2448番地	088-821-7860		○	○	0才～		
45	私	高知学園短期大学附属高知幼稚園	高知市北端町100番地	088-840-5005		○		3才～在園児		
46	室戸市	私	むろと保育園	室戸市室津2937番地1	0887-22-0587	○		2ヶ月～	7人	
47	安芸市	公	安芸おひさま保育所	安芸市西浜570番地	0887-37-9310	○		1才～	5人	
48	南国市	公	長岡西部保育所	南国市幸町1-2-23	088-864-2927	○		1才～	5人	
49		公	たちばな幼稚園	南国市宍崎57-3	088-862-1212		○		3才～5才	105人
50		公	あけぼの保育所	南国市田村乙2231-2	088-864-2701	○			1才～	8
51		私	フレンド幼稚園	南国市下野田61-3	088-864-2370		○	○	3才～5才	50人
52		私	ひまわり幼稚園	南国市岡豊町中島1219-1	088-866-4400		○	○	0才～5才	129人
53		私	あとむ幼稚園	南国市緑ヶ丘1-1402	088-865-5888		○	○	1才～5才	72人
54		私	まみい保育園	南国市大埔甲1231-1	088-864-5467		○		0才～3才	19人
55		私	夢工房 さくら	南国市大埔甲1508-15	088-855-5861		○		0才～1才	18人

## 第2種社会福祉事業届出一覧 一時預かり事業 実施施設

令和7年4月1日現在

市町村名	公・私・地域	施設名	住所	電話	事業類型			申込み窓口 (左記と異なる場合)	年齢	定員
					一般型	幼稚園型	余裕活用型			
56 土佐市	公	蓮池保育園	土佐市蓮池1331	088-852-0090	○			福祉事務所 088-852-7653	0才～	定めなし
	私	土佐幼稚園	土佐市高岡町甲1958-2	088-852-0021		○			在園児	90人
58 須崎市	私	須崎保育園	須崎市東糺町2-28	0889-40-3930	○				1才～	8人
	私	おひさま保育園	須崎市吾井郷乙1917-1	0889-59-0550	○				1才～	6人
60 土佐清水市	公	きらら清水保育園	土佐清水市清水ヶ丘31-1	0880-82-0002	○				1才～	10人
	私	しみず幼稚園	土佐清水市グリーンハイツ16-4	0880-82-0577		○	○		在園児	90人
62 宿毛市	私	宿毛幼稚園	宿毛市押ノ川字野中1056-1	0880-63-2914		○			在園児	130人
63 四万十市	私	なかむら園中村幼稚園	四万十市不破2079	0880-34-7511		○			在園児	135人
	私	認定こども園ひかりこども園	四万十市中村東町1-2-13	0880-35-6605		○			在園児	15人
	地域	四万十市地域子育て支援センターなかむら	四万十市右山元町1-2-10	0880-35-3748	○				3ヵ月～	3人
66 香南市	公	香我美おれんじ保育所	香南市香我美町下分711-2	0887-57-7011	○				1才～	5人
	公	香我美幼稚園	香南市香我美町下分710-1	0887-55-2745		○		教育委員会こども課 0887-50-3021	在園児	175人
	公	野市幼稚園	香南市野市町西野630	0887-56-1953		○			在園児	175人
	公	夜須こども園	香南市夜須町坪井1437番地	0887-50-6714	○	○			在園児	3人
	私	のいち幼稚園	香南市野市町上岡2602番地4	0887-52-9778		○			在園児	81人
	公	野市東こども園	香南市野市町東野449番地6	0887-55-3424		○			在園児	10人
	私	わらべ館(香南)	香南市香我美町下分350-1	0887-53-9779			○		0才～	3人
73 香美市	地域	子育てセンターひらふ(美良布保育園)	香美市香北町美良布1085	0887-59-3070	○				6ヶ月～(2ヶ月からも相談に応じます)	2人
	地域	子育てセンターなかよし(なかよし保育園)	香美市土佐山田町山田1150-1	0887-53-1006	○				6ヶ月～(2ヶ月からも相談に応じます)	4人
	私	認定こども園土佐山田幼稚園	香美市土佐山田町泰山町1-48-3	0887-52-5711	○	○			未就園児(2歳から)在園児	45人
	私	認定こども園第二土佐山田幼稚園	香美市土佐山田町旭町2-6-12	0887-53-4797	○	○			未就園児(2歳から)在園児	75人
77 東洋町	公	甲浦保育園	安芸郡東洋町大字河内198	0887-29-2310			○		未就園児	54人
	公	銀杏保育園	安芸郡東洋町野根丙1364	0887-28-1416			○		未就園児	20人
79 田野町	公	田野町立認定こども園田野っ子	安芸郡田野町1594番地	0887-32-1151		○	○		幼:3才～ 余:1才～3才	135人
80 芸西村	公	芸西幼稚園	安芸郡芸西村和食甲1182	0887-33-3923		○			在園児	140人
81 本山町	公	本山保育所	長岡郡本山町本山558-1	0887-76-3003			○		6ヶ月～	3人
82 土佐町	公	みつば保育園	土佐郡土佐町土居194	0887-82-0865	○				1才～	3人
83 いの町	私	あいの保育園	吾川郡いの町天王南1-1-1	088-891-6400			○		3ヶ月～	5人
	公	いの町立伊野幼稚園	吾川郡いの町柳町12	088-892-1428		○			3才～5才	20人
	公	おひさまルーム(認定こども園えだがわ)	吾川郡いの町枝川5811番地1	088-892-2254	○	○			満3歳以上	20人
86 仁淀川町	私	池川こども園	吾川郡仁淀川町土居甲1190	0889-34-2427			○		6ヶ月～	45人
87 中土佐町	公	久礼保育所	高岡郡中土佐町久礼7749番地1	0889-52-2131	○			教育委員会久礼分室 0889-52-2661	6ヶ月～	3人
88 佐川町	私	尾川中央保育園	高岡郡佐川町本郷耕2043	0889-22-2732			○		2ヶ月～	5人
	私	海津見保育園	高岡郡佐川町加茂673-1	0889-22-7062	○	○			2ヶ月～	70人
	公	永野保育所	高岡郡佐川町永野1721	0889-22-2125			○	佐川町健康福祉課 0889-22-7721	0才～	45人
	公	黒岩中央保育所	高岡郡佐川町黒原2242-1	0889-22-9220			○	佐川町健康福祉課 0889-22-7721	0才～	50人
92 越知町	公	おちの子	高岡郡越知町越知甲1926	0889-26-2141	○	○			未就園児	1人
93 構原町	公	構原町立構原こども園	高岡郡構原町構原1212-2	0889-40-2111			○		未就園児	150人
94 津野町	公	認定こども園にじいろ園	高岡郡津野町永野267-1	0889-55-2234	○	○			1才～	2人
	公	認定こども園さくらんぼ園	高岡郡津野町芳生野甲200-36	0889-62-3058 0889-62-3260	○	○			1才～	2人
96 四万十町	公	昭和保育所	高岡郡四万十町昭和416-4	0880-28-4233	○				6ヶ月～	6人
97 四万十町	公	認定こども園たのの	高岡郡四万十町大正385-1	0880-27-0363	○				1才～	6人
	地域	窪川地区子育て支援センター	高岡郡四万十町北琴平町10-7	0880-22-2525	○				6ヶ月～	6人
99 大月町	公	おおつき保育所	幡多郡大月町弘見4098-2	0880-73-0011	○				10ヶ月～	3人
100 黒潮町	公	大方中央保育所	幡多郡黒潮町入野5695	0880-43-0511	○				7ヶ月～	9人
	公	佐賀保育所	幡多郡黒潮町伊与喜699-1	0880-55-2117			○		7ヶ月～	6人

26市町村 公 34か所  
私 63か所  
地域 4か所  
101か所

35 51 38

# 病児保育事業 実施施設

令和7年9月24日現在

No.	市町村名	公・私	施設名	住所	電話	事業類型				申込み窓口 (左記と異なる場合)	開設日
						病児 対応型	病後児 対応型	体調不 良児対 応型	非施設 型		
1	高知市	私	キュービットハウス(細木病院)	大膳町37	822-7211	○					平成8年5月
2		私	愛あいルーム(三愛病院)	一宮西町1丁目7-25	845-5291	○					平成14年2月
3		私	ラベンダー(うららか保育園)	春野町南ヶ丘1丁目9-1	805-2828	○					平成20年1月 (※合併による)
4		私	もみくんち(もみのき病院)	本宮町101-1(デイサービスセン ターこたま2階)	849-2184	○					平成25年8月
5		公	病後児保育室ぼんぶきん(宮前保育園)	宮前町139-2	824-4760		○				平成29年5月
6		公	さえんば保育園	菜園場町9-4	882-0949			○			平成28年4月1日
7		公	ちより保育園	丸池町9-55	884-6587			○			〃
8		公	宮前保育園	宮前町139-2	824-4760			○			〃
9		公	旭保育園	旭町2丁目8-12	872-6977			○			〃
10		公	石立保育園	東石立町138-1	831-3641			○			〃
11		公	河ノ瀬保育園	南河ノ瀬町8-9	831-7032			○			〃
12		公	一宮保育園	一宮西町4丁目14-16	845-1502			○			〃
13		公	秦中央保育園	中秦泉寺55番1	826-6322			○			〃
14		公	朝倉保育園	朝倉東町24-41	844-1351			○			〃
15		公	若葉保育園	若草南町23-47	844-5615			○			〃
16		公	神田みどり保育園	神田47-4	840-0668			○			〃
17		公	長浜保育園	長浜4118-2	842-2540			○			〃
18		公	大津保育園	大津乙181-4	866-1249			○			〃
19		公	中野保育園	介良373	860-0140			○			〃
20		公	愛善保育園	介良乙2269	860-0202			○			〃
21		公	介良西部保育園	介良丙789-1	860-6631			○			〃
22		公	小高坂保育園	新屋敷2丁目18-45	872-2605			○			平成29年4月
23		公	春野中央保育園	春野町西分2397	894-5055			○			〃
24		公	春野西保育園	春野町森山2080	894-4585			○			〃
25		公	春野弘岡上保育園	春野町弘岡上1294	894-5047			○			〃
26		公	春野弘岡中保育園	春野町弘岡中1717	894-2201			○			〃
27		公	春野平和保育園	春野町平和3394	842-6970			○			〃
28		公	とさやま保育園	土佐山桑尾1827	895-2324			○			平成31年4月
29		公	かがみ保育園	鏡今井130	896-2286			○			平成31年4月
30		私	丸の内	鷹匠町1丁目2-22	822-3831			○			平成29年4月
31		私	たかしろ乳児	鷹匠町2丁目1-20	879-1263			○			平成29年4月
32		私	南街	九反田4-35	882-0025			○			平成29年4月
33		私	常盤	南宝永町16-5	882-8058			○			平成29年4月
34		私	高知聖園マリア園	新本町1丁目7-25	823-7258			○			平成29年7月
35		私	小高坂双葉園	山ノ端町5	872-7328			○			平成29年4月
36		私	愛育会保育園	赤石町51番地	822-3371			○			令和3年4月
37		私	潮江双葉園	潮新町1丁目7-21	831-7329			○			平成29年4月
38		私	潮江第二双葉園	仲田町1-13	833-3624			○			平成29年4月
39		私	港孕	六泉寺町22	832-5655			○			平成29年4月
40		私	城南	竹島町158-1	832-4981			○			平成30年4月
41		私	のぞみ	塩屋崎町2丁目4-6	831-8898			○			平成29年4月
42		私	三里	仁井田925-1	847-0652			○			平成29年4月
43		私	種崎	仁井田4645	847-0703			○			平成29年4月
44		私	五台山	五台山3360	882-7469			○			平成31年4月
45		私	五台山吸江	吸江111-6	883-5785			○			令和2年4月
46		私	高須	高須新町2丁目2-10	882-0884			○			平成29年4月
47		私	新木	高須2丁目4-10	882-5856			○			平成29年4月
48		私	布師田	布師田1867	845-1405			○			平成30年4月
49		私	あざみの	薊野北町2丁目7-5	845-1253			○			平成31年4月
50		私	東秦泉寺	薊野北町1丁目2-1	823-2552			○			平成29年6月
51		私	まるばし	西秦泉寺404-3	824-6427			○			令和3年4月
52		私	一ツ橋	中久万15-17	875-3583			○			平成31年4月
53		私	針木	針木北2丁目2-13	844-1061			○			平成30年4月
54		私	朝倉くすのき	朝倉東町46-27	843-3479			○			平成29年4月
55		私	朝倉くすのき分園	朝倉横町22-12	828-8611			○			平成29年4月
56		私	鴨田	鴨田1171-1	844-1707			○			平成29年4月
57		私	神田	神田1410-3	832-9253			○			平成30年4月
58		私	おさなごの園	長浜4854	841-2656			○			平成29年4月
59		私	横浜	横浜東町3-16	841-2139			○			平成29年4月
60		私	瀬戸東	瀬戸東町3丁目347	842-6763			○			平成31年4月
61		私	横浜新町	横浜新町4丁目1801	841-3255			○			平成29年4月
62		私	うららか	春野町南ヶ丘1丁目9-1	805-2828			○			平成29年4月

# 病児保育事業 実施施設

令和7年9月24日現在

市町村名	公・私	施設名	住所	電話	事業類型				申込み窓口 (左記と異なる場合)	開設日
					病児 対応型	病後児 対応型	体調不 良児対 応型	非施設 型		
63	私	桜井幼稚園	桜井町1丁目9-14	882-0450			○			令和元年9月
64	私	芸術学園幼稚園	大津乙2028	866-3200			○			令和5年6月
65	私	azonoにこにこ駅	薊野北町4丁目7-24	846-5227			○			令和元年7月
66	私	高知中央保育所	はりまや町1-11-13	883-3545			○			平成29年4月
67	私	夢工房ちより	知寄町1-8-18	821-7353			○			令和3年10月
68	私	ヤクルトこうち保育園	知寄町1-4-7	821-8961			○			令和6年4月
69	私	にこにこRoom(さくら保育園)	桜井町1丁目10-28	856-9660	○					平成30年7月
70	私	ふくのたね保育園久万	中久万49-12 エトランスパークビル1F	802-8341	○					令和元年6月
71	私	ふくのたね保育園薊野	薊野中町2-16	856-8341	○					令和元年6月
72	私	清和まつば園	南万々46-4	873-8211	○	○				令和元年11月(病後児 対応型は令和2年4月)
73	私	清和なずな園	高知市鴨部1丁目20番地6号	802-7075	○					令和4年3月
74	私	清和さわらび園	高知県高知市福井町2448	824-1160	○					令和4年12月
75	私	高知医療センター病児保育室	池708-3 レジデンスB102	847-7487	○					平成26年1月
76	安芸市	私 尾木医院 ベイビーキッズ	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155	○					平成27年4月1日
77	南国市	私 後免野田保育園	南国市西野田町2-5-18	088-864-2462		○				平成17年4月1日
78	私	大篠保育園	南国市大涌甲2504	088-863-2482			○			平成27年4月1日
79	私	夢工房さくら	南国市大涌甲1508-15	088-855-5861			○			令和4年9月1日
80	私	高知大学医学部附属病院 院内保 育所こはすキッズ	南国市岡豊町小蓮	088-880-2691		○		高知大学医学部病院事務総 務企画課職員係 088-880-2225		平成26年9月1日
81	私	認定こども園ひまわり	南国市岡豊町中島1219-1	088-866-4400			○			令和6年4月1日
82	私	認定こども園あともむ	南国市緑ヶ丘1-1402	088-866-4400			○			令和6年4月1日
83	私	浜改田保育園	南国市浜改田530-1	088-865-0533			○			令和7年4月1日
84	須崎市	私 須崎くろしお病院 スマイルハウス	須崎市緑町28番地	0889-42-7273		○		須崎市福祉事務所 0889-42-1229		平成11年10月1日
85	宿毛市	私 認定こども園宿毛幼稚園	宿毛市押ノ川字野中1056-1	0880-63-2914			○			令和5年4月1日
86	四万十市	私 リトルフレンド	四万十市中村大橋通7-3-9	0880-34-0366			○			平成31年4月1日
87	私	めぐみ乳児保育園	四万十市具同田黒1-11-38	0880-37-2121			○			令和2年4月1日
88	私	ひかりこども園	四万十市中村東町1丁目2番13号	0880-35-6605			○			令和3年4月1日
89	私	なかむら園中村幼稚園	四万十市不破2079番地	0880-34-7511			○			令和6年4月1日
90	公	赤岡保育所	香南市赤岡町534-3	0887-54-4343			○			平成27年4月1日
91	公	香我美おれんじ保育所	香南市香我美町下分711-2	0887-57-7011			○			平成27年4月1日
92	公	佐古保育所	香南市野市町母代寺180-1	0887-56-1071			○			平成27年4月1日
93	公	夜須こども園	香南市夜須町坪井1437番地	0887-50-6714			○	香南市教育委員会こども課 0887-50-3021		令和6年1月1日
94	公	野市東こども園	香南市野市町東町449番地6	0887-55-3424			○			令和7年4月1日
95	公	野市保育所	香南市野市町西野645	0887-56-0659			○			平成30年4月1日
96	公	吉川みどり保育所	香南市吉川町吉原49番地1	0887-54-2735			○			令和7年4月1日
97	公	香南市総合子育て支援センター	香南市野市町西野2072-4	0887-50-5257		○				令和元年7月1日
98	香美市	公 なかよし保育園	香美市土佐山田町山田1150-1	0887-53-1088			○			平成27年4月1日
99	私	ひまわり保育園	香美市土佐山田町842番地	0887-53-4334			○			平成27年4月1日
100	芸西村	私 尾木医院 ベイビーキッズ2	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155	○					平成28年4月1日
101	いの町	公 病後児保育室そらいろ	吾川郡いの町1510番地1	088-893-1922		○				令和3年9月1日
102	大月町	公 おおつき保育所	幡多郡大月町弘見4098-2	0880-73-0011			○			令和2年4月1日

12市町村 公 36か所  
私 66か所  
計 102か所

13 7 83 0

病児・病後児対応型: 7市町村19か所

体調不良児対応型: 7市町83か所

※病児・病後児で重複する場合は1カウント(清和まつば園)

# 保育所・幼稚園・認定こども園等の 申請・届出について

## ●保育所

- ・ 公立保育所
- ・ 私立保育所

## ●幼稚園

- ・ 公立幼稚園
- ・ 私立幼稚園

## ●公立幼保連携型認定こども園

## ●私立幼保連携型認定こども園

## ●連携型外認定こども園

## ●その他

- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 利用定員（特定教育・保育施設）

# 保育所の設置認可及び届出事項等について

※「高知県保育所事務取扱要領」を参照

## ○公立保育所

項 目		根拠法令	届出時期等	様式	添付書類
新たに保育所を設置		児童福祉法 第35条第3項	2ヶ月前までに届出	第1号、 第4号	「保育所事務取扱要領」別表1のとおり
保育所の廃止(休止)		児童福祉法 第35条第11項	3ヶ月前までに届出	第11号、 第13号	廃止・議決書、休止・告示 等
保育所の 施設等変 更	認可定員	児童福祉法 施行規則 第37条第4項	変更予定日前日までに 届出	第7-1号、 第8号	「保育所事務取扱要領」別表4のとおり
	建物・その他設備の 規模及び構造			第7-1号、 第9号	
	分園の設置			第7-1号、 第10号	
	分園の廃止			第7-1号、 第11号	
	運営方法 ※別表4-1参照			第7-1号	
	施設長	第7-1号			
	名称	児童福祉法 施行規則 第37条第5項	変更があった日から 1ヶ月以内に届出	第7-2号	
所在地 (地番表記)					

【注】指定管理者制度により運営されている公立保育所は、私立保育所の例に準ずる。

## ○私立保育所

項 目		根拠法令	届出時期等	様式	添付書類
新たに保育所を設置		児童福祉法 第35条第4項	3ヶ月前までに申請	第2号、 第4号	「保育所事務取扱要領」別表2のとおり
保育所の廃止(休止)		児童福祉法 第35条第12項	3ヶ月前までに申請	第12号、 第13号	・理事会、評議員会の議事録の写し ・定款又は寄附行為 ・当該施設会計月次報告書(直近分) ・市町村長の意見書
保育所の 施設等変 更	認可定員	児童福祉法 施行規則 第37条第6項	変更予定日前日までに 届出	第7-1号、 第8号	「保育所事務取扱要領」別表4のとおり
	建物・その他設備の 規模及び構造			第7-1号、 第9号	
	分園の設置			第7-1号、 第10号	
	分園の廃止			第7-1号、 第11号	
	運営方法 ※別表4-1参照			第7-1号	
	施設長	第7-1号			
	経営の責任者	第7-1号			
	設置主体の 法人格	児童福祉法 施行規則 第37条第5項	変更があった日から 1ヶ月以内に届出	第7-2号	
	名称				
所在地 (地番表記)					

【注】市町村長を経由して県へ提出すること。

(※)各種様式が必要な場合は、各市町村保育窓口又は高知県幼保支援課にご連絡ください。

# 保育所事務取扱要領

## 別表 1

公立保育所設置届出の必要書類一覧表

	確認事項及び必要書類	備 考
1	保育所設置届出書（第1号様式）	
2	保育所設置計画書（第4号様式）	
3	歳入・歳出予算抄本	
4	園地付近の見取図	
5	園舎建物及び園庭配置図	
6	園舎各階平面図（各室の面積、保育の利用状況がわかるもの）	
7	建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真	
8	園舎・園地に係る土地及び建物の登記事項証明書	
9	施設長、保育士等職員の履歴書及び資格を証明する書類の写し	
10	栄養士、調理員の免許証又は資格を証明する書類の写し	
11	嘱託医（歯科医）の契約書の写し	
12	保育所の設置条例	
13	保険証書の写し（子どもの障害等に係る保険証書）	
14	調理業務委託契約書の写し（調理業務を外部に委託する場合）	
15	保育所の運営に関する規程等 園則、重要事項説明書、苦情処理要綱（第三者委員名簿を含む）、給食運営規程	
16	給食施設事業開始届の写し （継続的に1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供する場合）	
17	入園案内資料（募集要項）及び入園契約書案	
18	職員研修年間計画書	
19	職員勤務ローテーション表	
20	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画（様式例1 No.1～No.8）	

※公立保育所を設置し、社会福祉法人等に経営を委託、指定管理等とする場合は、上記のほか以下の書類を併せて提出すること。

21	法人代表者の履歴書	
22	法人の登記簿謄本	
23	法人の定款または寄附行為、就業規則、給与規定、管理規定等	
24	受託法人との管理委託契約書（案）の写し	
25	誓約書（第5号様式）	

# 保育所事務取扱要領

## 別表 2

### 私立保育所設置認可申請の必要書類一覧表

	確認事項及び必要書類	写しの場合 原本証明が 必要な書類
1	保育所設置認可申請書（第2号様式）	
2	保育所設置計画書（第4号様式）	
3	法人登記履歴事項全部証明書	
4	法人役員・評議員名簿	
5	法人定款及び寄附行為	○
6	法人決算書類〔直近3ヵ年分〕（貸借対照表、損益計算書、残高証明書、財産目録等）、直近の月次試算表	○
7	借入金の状況及び償還計画書	
8	現年度予算書、事業開始後2ヵ年の収支予算書	
9	設置代表者の履歴書及び誓約書（第5号様式）	
10	設置者が児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないことを誓約する書類（第6号様式）	
11	認可申請に係る理事会・評議員会の議事録の写し	○
12	園地付近の見取図	
13	園舎建物及び園庭配置図	
14	園舎各階平面図（各室の面積、保育の利用状況がわかるもの）	
15	建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真	
16	消防用設備等検査済の書類（所轄消防署に提出したものの写し）	
17	消防計画書（所轄消防署に提出したものの写し）	
18	園舎・園地に係る土地及び建物の登記事項証明書	○
19	園舎・園地に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し 当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本（抄本）を添付 （賃貸借契約でない場合は、貸与契約書の写し）	○
20	耐震性があることを証明する書類 （昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合）	
21	調理業務委託契約書の写し（調理業務を外部に委託する場合）	
22	保育所の運営に関する規程等 園則、重要事項説明書、就業規則、経理規程、苦情処理要綱（第三者委員名簿を含む）、給食 運営規程、給与に関する規定	
23	施設長、保育士等職員の履歴書及び資格を証明する書類の写し	
24	栄養士、調理員の免許証又は資格を証明する書類の写し	
25	嘱託医（歯科医）の契約書の写し	
26	保険証書の写し（子どもの障害等に係る保険証書）	
27	給食施設事業開始届の写し （継続的に1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供する場合）	
28	入園案内資料（募集要項）及び入園契約書案	
29	職員研修年間計画書	
30	職員勤務ローテーション表	
31	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画（様式例1 No.1～No.8）	

保育所事務取扱要領

別表 4

※下線のあるものは私立保育所のみ必要

変更事項	内 容	様 式	添 付 書 類	提出 時期
ア 認可定員	<p>保育所の認可定員を変更する場合</p> <p>*認可定員の変更に伴い運営規程を変更する場合は「オ 運営方法」の変更に伴う届出も必要です。</p> <p>*子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定められた利用定員を変更する場合は、別途市町村への申請・届出が必要で</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所定員変更調書 (第8号様式)</li> <li>2 園舎・園庭平面図、配置図 (各室用途・児童年齢・面積を明記) ※定員を増員する場合には必要です。</li> <li>3 職員名簿</li> <li>4 園規則、管理規程等</li> <li>5 理事会、評議員会議事録の写し (要原本証明)</li> <li>6 市町村長の意見書</li> </ol>	
イ 建物・その他設備の規模及び構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改修、改築、増築等による敷地面積や建物の延べ面積の変更</li> <li>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める設備の面積、位置及び用途の変更等</li> <li>③ 改修、改築、増築等により仮園舎を設置する場合</li> </ol> <p>*増改築に伴い、定員を変更する場合は「ア 定員」、「オ 運営方法」の届出も必要です。</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所施設に関する変更調書 (第9号様式)</li> <li>2 平面図、立面図、配置図、付近の見取図</li> <li>3 土地の実測図、登記簿、使用許可書又は賃貸借契約書の写し</li> <li>4 建築基準法に基づく検査済証の写し</li> <li>5 財源根拠、借入金返済計画</li> <li>6 収支予算書</li> <li>7 寄付申込書</li> <li>8 財産目録</li> <li>9 理事会、評議員会議事録の写し</li> </ol>	変更予定日前日まで
ウ 分園の設置	<p>保育所の分園を設置する場合</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所分園設置計画書 (第10号様式)</li> <li>2 分園 (及び中心園) の平面図、立面図、配置図、付近の見取図</li> <li>3 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料</li> <li>4 登記簿、使用許可書 (賃貸借契約書) 等の写し (分園のみ)</li> <li>5 土地の実測図 (分園のみ)</li> <li>6 建築基準法に基づく検査済証の写し (分園のみ)</li> <li>7 園規則</li> <li>8 財源根拠、借入金返済計画</li> <li>9 収支予算書、財産目録</li> <li>10 理事会、評議員会議事録の写し</li> <li>11 市町村長の意見書</li> </ol>	
エ 分園の廃止	<p>保育所の分園を廃止する場合</p>	7-1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支予算書</li> <li>2 財産処分、寄付等に係る書類</li> <li>3 理事会、評議員会議事録の写し</li> <li>4 市町村長の意見書</li> </ol>	

保育所事務取扱要領

変更事項	内容	様式	添付書類	提出時期
才 運営方法 ※詳細は別表 4-1-1を参照	保育所の事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程又は園則等)の変更 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額 ⑥ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの認可定員 ⑦ 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにこれ利用に当たつての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他施設の運営に関する重要事項	7-1	1 理事会、評議員会議事録の写し 2 変更後の規則、規程、変更内容に係る契約書類等 3 園規則、管理規程等 4 協定書 (公立保育所の委託、指定管理等の場合)	変更予定日前日まで
カ 施設長	保育所の施設長を変更する場合	7-1	1 理事会、評議員会議事録の写し (公立保育所は辞令の写し) 2 新施設長の履歴書及び資格証明書 3 誓約書 (第5号様式) (運営が法人の場合は公立も必要)	
キ 経営の責任者	設置主体である法人の代表者を変更する場合	7-1	1 理事会、評議員会議事録の写し 2 新経営者の履歴書 3 誓約書 (第5号様式)	
ク 設置主体の法人格	設置主体の法人格を変更する場合 <b>*他の法人に事業譲渡する場合は、新しく認可申請が必要です。</b>	7-2	1 理事会、評議員会議事録の写し 2 法人登記事項証明 3 変更後の運営方法に関する規則、規程類 4 定款または寄附行為、その他の規約	変更から1か月以内
ケ 名称	保育所の名称を変更する場合	7-2	1 理事会、評議員会議事録の写し (公立は条例等の写し) 2 定款または寄附行為、その他の規約	変更から1か月以内
コ 所在地 (地番表記)	住居表示の変更等により、移転をせずに保育所の所在地の表示が変更する場合	7-2	1 理事会、評議員会議事録の写し (公立は条例等の写し) 2 所在地の新表記を証する書類	変更から1か月以内

## 保育所事務取扱要領

### 別表 4-1

#### ◎「オ 保育所の運営方法の変更」で届出を要する事項

項 目	内 容
① 施設の目的及び運営の方針	運営規程※に定める保育所の目的、運営方針
② 提供する保育の内容	運営規程※に定める保育内容
③ 職員の職種、員数及び職務の内容	運営規程※に定める職員の職種、人数、職務内容
④ 保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日	運営規程※に定める保育所の休園日、保育する時間
⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	運営規程※に定める保護者から受領する費用(給食主食費、延長保育料等)の種類、理由、金額
⑥ 乳児、満3歳児に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの認可定員	運営規程※に定める0歳児、1～2歳児、3歳以上児ごとに設定している認可定員
⑦ 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項	運営規程※に定める入園・退園に関する事項、利用にあたっての留意事項
⑧ 緊急時等における対応方法	事故防止マニュアル等に定める事故や怪我、不審者侵入の際の対応方法
⑨ 非常災害対策	危機管理マニュアル等に定める地震、火事、水害等自然災害への対策
⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項	保育所における虐待防止、家庭での虐待が疑われる場合の対策
⑪ その他施設の運営に関する重要事項	給食の外部搬入、調理業務委託など

※事業の運営についての重要事項に関する規程のこと。

# 幼稚園の設置認可及び届出事項等について

## ○公立幼稚園

### ◎届出事項

	項 目	根拠法令	提出書類等	提出時期
届出事項	幼稚園の設置	学校教育法第4条の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>①目的②名称③位置④学則⑤経費の見積り及び維持方法⑥開設の時期を記載した書類</li> <li>校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第3条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>事由書</li> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本</li> <li>年度概決予算書謄本及び財源調書</li> <li>起債償還年次表及び財政計画書(財源を起債に求める場合)</li> <li>校地の土地台帳謄本</li> <li>位置についての調書</li> <li>校地及び建造物の配置図</li> <li>学年別学級数及び幼児児童生徒数並びに戸数及び人口見込調書</li> <li>飲料水の定性分析表</li> <li>組合規約の写し(学校組合立の場合) (学校教育法施行細則第1条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の廃止	学校教育法第4条の2	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>廃止の事由及び時期並びに幼児の処置方法を記載した書類 (学校教育法施行規則第15条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第9条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の設置者変更	学校教育法第4条第1項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>当該設置者の変更に関係する地方公共団体の連署による変更前及び変更後の①目的②名称③位置④学則⑤経費の見積り及び維持方法⑥変更の事由及び時期を記載した書類 (学校教育法施行規則第14条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第8条)</li> </ol>	事前
	幼稚園の分園の設置	学校教育法第4条の2 学校教育法施行令第23条第2項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>①事由②名称③位置④学則の変更事項⑤経費の見積り及び維持方法⑥開設の時期を記載した書類</li> <li>校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第7条)</li> </ol> <p>細則第1条に準じる (学校教育法施行細則第3条)</p>	事前
	幼稚園の分園の廃止	学校教育法第4条の2 学校教育法施行令第23条第2項	<ol style="list-style-type: none"> <li>届出書</li> <li>廃止の事由及び時期並びに幼児の処置方法を記載した書類 (学校教育法施行規則第15条)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村又は市町村学校組合の議会の議決書の謄本 (学校教育法施行細則第9条)</li> </ol>	事前

◎届出事項（つづき）

	項 目	根拠法令	提出書類	提出時期
届出事項	幼稚園の名称変更	学校教育法施行令第26条第1項	1. 届出書 2. 変更の事由及び時期を記載した書類 (学校教育法施行規則第5条)	変更しようとするとき
	幼稚園の位置変更			変更したとき
	園則の変更(※)			
	幼稚園の経費の見積り及び維持方法変更	学校教育法施行規則第5条		事前
	幼稚園の園地又は園舎の変更	学校教育法施行規則第6条	1. 届出書 2. 事由及び時期を記載した書類 3. 当該校地校舎等の図面 (学校教育法施行規則第6条)  1. 市町村又は市町村学校組合の議会の議決書謄本 2. 経費及び財源調書 3. 土地所有者の承諾書(校地の拡張の場合) (学校教育法施行細則第2条)	事前

(※) 園則の変更に係る事項については、学校教育法施行規則第5条による。

- ① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- ② 部科及び課程の組織に関する事項
- ③ 教育課程及び授業日時数に関する事項
- ④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項
- ⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ⑦ 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
- ⑧ 賞罰に関する事項
- ⑨ 寄宿舎に関する事項

## ○私立幼稚園

### ◎認可事項

	項目	書類提出期限	根拠法令
認可事項	幼稚園の設置（※1）	開設年度の前年度の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	幼稚園の廃止	廃止前年の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	幼稚園の設置者変更	変更年度の前年度の 10月31日	学校教育法第4条第1項
	収容定員の変更	変更年度の前年度の 9月30日	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条
	学校法人の設立	開設年度の前年度の 10月31日	私立学校法第23条第1項
	学校法人の寄附行為の変更 （届出事項の場合もあり）（※2）	理事会の議決後 速やかに	私立学校法第108条第3項
	学校法人の組織の変更	変更年度の前年度の 10月31日	私立学校法第152条第7項
	学校法人の解散 （届出事項の場合もあり）（※3）	事前	私立学校法第109条第3項
	学校法人の合併	事前	私立学校法第126条第3項

（※1）幼稚園の設置認可を行う場合は、開設しようとする年度の前々年度の4月30日までに設置計画概要書を提出する必要がある。

（※2）①幼稚園の設置廃止を伴わない施設名称の変更、②学校法人の所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更、③学校法人の公告の方法の変更の場合は届出事項。

（※3）破産手続開始の決定による解散の場合。

### ◎届出事項

	項目	書類提出期限	根拠法令
届出事項	幼稚園の目的の変更	変更前	学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の名称変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の位置変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	園則の変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の経費の見積り及び維持方法変更		学校教育法施行令第27条の2第1項
	幼稚園の園地又は園舎の変更		学校教育法施行令第27条の2第1項

### ◎届出事項（つづき）

	項 目	書類提出期限	根拠法令
届出事項	園長の異動	異動後速やかに	学校教育法第10条
	教職員の異動		高知県私立学校法等施行細則第4条
	仮園舎の使用	使用前	
	授業の停止（1箇月以上）	停止前	高知県私立学校法等施行細則第3条
	学校法人の理事長、監事の就任	就任後速やかに	私立学校法施行令第6条第2項
	学校法人の役員、評議員の異動	異動後速やかに	私立学校法施行令第6条第2項
	学校法人の諸登記	登記後速やかに	私立学校法施行令第6条第1項

### ◎報告事項

	項 目	書類提出期限	根拠法令
報告事項	幼児等の事故の報告	発生後速やかに	
	幼稚園の被害状況報告		
	臨時休業の報告	実施前	

### ◎その他

	項 目	書類提出期限	根拠法令
その他	幼稚園の廃止に係る指導要録の引継	廃止前	学校教育法施行令第31条
	登録免許税非課税に係る証明願	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	
	特定公益増進法人であることの証明申請書	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	
	特定公益増進法人であることの証明書に係る寄付金募集実績報告書	募集期間終了後速やかに	
	税額控除に係る証明書	証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで	

- 私立学校関係事務処理に関する手続きのスケジュールや各種申請書類・届出様式等については、「私立学校関係事務の手引」でご確認ください。
- 「私立学校関係事務の手引」及び各種様式は、県の私学・大学支援課のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

## (公立幼保連携型認定こども園の届出)

※「高知県幼保連携型認定こども園事務取扱要領」を参照

	項目	根拠法令	提出時期	様式	添付書類等
届出事項	設置	認定こども園法(※1)第16条	開設しようとする日の30日前	第1号、第4-1号、第4-2号、第4-3号、第5号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表1のとおり
	廃止(休止)		廃止(休止)しようとする日の30日前	第11号	・過去5ヶ年の園児数の推移等
	設置者変更		変更しようとする日の30日前	第14号	・園地・園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(変更前及び変更後) ・園則又は運営規則(変更前及び変更後) ・経費の見積り及び維持方法(変更前及び変更後)等
	施設の名称変更	認定こども園法施行規則第15条第2項	変更しようとする日の30日前	第10号、第4-2号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表4のとおり
	施設の所在地変更				
	定員(知事に届出を行った定員)				
	園地又は園舎の変更				
園則の変更(※2)(※3)					
園長の変更	変更の前日まで				

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(略称 認定こども園法)

※2 園則の変更に係る事項については、認定こども園法施行規則第16条による。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

※3 定員の変更については、園児募集要項を配布する日の20日前までに提出すること。

別表1

公立幼保連携型認定こども園設置届出の必要書類一覧表

区分	確認事項及び必要書類	確認欄	備考
申請書	1 幼保連携型認定こども園設置届出書(第1号様式)		
	2 施設設備に関する調書(第4-1号様式)		
	3 学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)		
	4 管理運営に関する調書(第4-3号様式)		
	5 幼保連携型認定こども園 概要(第5号様式)		
設置者	6 年度既決予算書謄本及び財源調書		
	7 起債償還年次表及び財政計画書(財源を起債に求める場合)		
	8 議会の議決書謄本		
施設設備	9 園地付近見取図		
	10 園舎建物及び園庭配置図		
	11 園舎各階平面図(各室の面積、学級・保育の利用状況が分かるもの)		
	12 建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真		
	13 園地・園舎に係る土地及び建物の登記事項証明書		
	14 園地・園舎に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し(賃貸の場合のみ)、当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本(抄本)を添付		賃貸借契約でない場合は、貸与確約書の写し
	15 耐震性があることを証明する書類(昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合)		
16 調理室の安全性を確認できる書類		間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真	
17 食事の提供について、園内で委託業者が調理を行う場合、又は満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合については、契約書の写し		外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付	
職員	18 園長の履歴書、資格を証明する書類の写し		
	19 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上勤務したことの証明書		園長
	20 園長資格の特例適用に関する書類		園長資格の特例を適用する場合は提出
	21 その他職員の履歴書、保育教諭、調理員等の資格を証する書類の写し		
	22 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の確保状況に関する書類(嘱託契約、就任承諾書等)		
管理運営	23 園則		
	24 運営規程、就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、重要事項説明書 等		
	25 苦情処理解決規定、苦情解決に係る体制整備		
	26 防災マニュアル		
	27 学校安全計画		施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他認定こども園における安全に関する事項について計画を策定
	28 消防計画及び防火管理者選任届出書の写し		
	29 保険証書の写し		子どもの傷害等に係る保険証書
	30 給食施設事業開始届の写し(継続的に1回50食以上の食事を提供する場合等)		食品衛生法に基づく営業許可申請書・営業届が必要な場合がありますので、管轄の保健所にお問い合わせください。
	31 入園案内資料(募集要項)及び入園契約書案		
	32 1号認定子どもの選考に係る基準が確認できる書類		
33 職員研修年間計画書			
34 職員勤務ローテーション表			
35 教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画(様式例1 No.1~No.8)		幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの	
36 学校評価計画表(様式例2)			

**別表4**

公立幼保連携型認定こども園の変更届出事項及び必要書類一覧表

届出を要する変更事項		添付書類
1 施設の名称		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決書の写し（原本証明をすること）</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
2 施設の所在地（位置、表示）		位置の変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決書の写し（原本証明をすること）</li> </ul> 表示の変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示変更に伴う市町村からの通知等</li> </ul>
3 園長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令の写し（原本証明をすること）</li> <li>・新任園長の履歴書及び資格を証明する書類の写し</li> </ul>
4 定員（知事に届出を行った定員）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書（第4-2号様式）</li> <li>・変更後の平面図（各部屋の使用目的（乳児室等）及び面積を明示すること）</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
5 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面（増改築・建替・使用目的の変更含む）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地、園舎等の平面図、建物配置図等（各部屋の使用目的（乳児室等）及び面積を明示すること）</li> <li>・工事請負契約書等の写し</li> <li>・土地及び建物の登記簿謄本※登記事項に変更がある場合のみ</li> <li>※届出時に登記がなされていない場合は登記後提出すること</li> </ul>
6 運営規程又は園則		
6-1	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-2	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-3	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-4	利用定員及び職員組織に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> <li>・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書（第4-2号様式）</li> </ul>
6-5	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>
6-6	保育料その他の費用徴収に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> <li>・変更に係る積算資料</li> </ul>
6-7	その他施設の管理についての重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧対照表</li> <li>・変更後の園則又は運営規程</li> </ul>

## (私立幼保連携型認定こども園の認可申請及び届出)

※「高知県幼保連携型認定こども園事務取扱要領」を参照

	項目	根拠法令	提出時期	様式	添付書類等
認可事項	設置	認定こども園法 (※1) 第17条第1項	開設しようとする日の 60日前	第2号、第4-1号、第4-2号、第4-3号、第5号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表2のとおり(※2)
	廃止(休止)			第12号	・理事会議事録、評議員会議事録 ・定款又は寄附行為 ・当該施設会計月次報告書(直近分) ・過去5ヶ年の園児数の推移 ・市町村長の意見書 など
	設置者変更(※3)			第15号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表2のとおり(※2)
届出事項	設置主体の名称	認定こども園法 施行規則第15条 第2項	変更しようとする日の 30日前	第10号	「幼保連携型認定こども園事務取扱要領」別表5のとおり
	設置主体の住所				
	設置主体の代表者				
	施設の名称				
	施設の所在地(位置、表示)				
	定員(知事に認可を受けた定員)				
	園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(増改築・建替・使用目的の変更含む)				
	園則又は運営規程				
	園長		変更の前日まで		

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(略称 認定こども園法)

※2 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合等、建築基準法に規定する確認申請(用途変更の手続き等)が必要となるため、所在の市町担当課に早めに確認すること。また、非常用設備の設置や耐火・内装等の改修工事が必要となる場合があるため(幼稚園と保育所の厳しい方の基準が適用されるため)、早めに確認申請を行うこと。

※3 設置者の名称や所在地の変更の場合は、変更の60日前までに行うこと。  
事業譲渡等による設置者の変更については、変更届ではなく、廃止及び新たな設置認可となるので注意。

※4 園則の変更に係る事項については、認定こども園法施行規則第16条による。

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

別表2

私立幼保連携型認定こども園認可申請の必要書類一覧表

区分	確認事項及び必要書類	確認欄	写しの 場合 原本 証明 が必要 な書類	備考
申請書	1 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(第2号様式)			
	2 施設設備に関する調書(第4-1号様式)			
	3 学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)			
	4 管理運営に関する調書(第4-3号様式)			
	5 幼保連携型認定こども園 概要(第5号様式)			
設置者	6 法人登記履歴事項全部証明書			
	7 法人役員・評議員名簿			
	8 法人定款又は寄附行為		○	
	9 法人決算書類〔直近3か年分〕(貸借対照表、損益計算書、残高証明書、財産目録等)、直近の月次試算表		○	
	10 借入金の状況及び償還計画書			
	11 現年度予算書、事業開始後2か年の収支予算書			
	12 申請者(役員等)に係る身分証明書(履歴書及び役員等の状況)			
	13 誓約書(代表者)(第6号様式)			条例第16条の規定を準用するもの
	14 宣誓書(理事、監事、園長)(第7号様式)			法第17条第2項に規定するもの
	15 認可申請に係る理事会・評議員会の議事録		○	
施設	16 園地付近見取図			
	17 園舎建物及び園庭配置図			
	18 園舎各階平面図(各室の面積、学級・保育の利用状況が分かるもの)			
	19 建物外観及び乳児室、保育室、調理室等の内観写真			
	20 園地・園舎に係る土地及び建物の登記事項証明書		○	
	21 園地・園舎に係る土地又は建物の賃貸借契約書等の写し(賃貸の場合のみ)、当該土地に地上権、賃借権を設定している場合は登記簿謄本(抄本)を添付		○	賃貸借契約でない場合は、貸与確約書の写し
	22 耐震性があることを証明する書類(昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物でない場合)			
	23 調理室の安全性を確認できる書類			間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真
	24 食事の提供について、園内で委託業者が調理を行う場合、又は満3歳以上の子どもに対して自園以外で調理し、搬入する場合には、契約書の写し			外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付
	25 幼保連携型認定こども園の園長選任届出書(第8号様式)(履歴書、資格を証明する書類の写し)			
職員	26 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上勤務したことの証明書			園長
	27 園長資格の特例適用に関する書類			園長資格の特例を適用する場合は提出
	28 誓約書(園長)(第6号様式)			条例第16条の規定を準用するもの
	29 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類(第9号様式)			法第26条において準用するもの
	30 園長の決定に関する理事会等議事録の写し			
	31 その他職員の履歴書、保育教諭、調理員等の資格を証する書類の写し			
	32 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の確保状況に関する書類(嘱託契約、就任承諾書等)			
管理運営	33 園則			
	34 運営規程、就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、重要事項説明書 等			
	35 苦情処理解決規定、苦情解決に係る体制整備			
	36 防災マニュアル			
	37 学校安全計画			施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他認定こども園における安全に関する事項について計画を策定
	38 消防計画及び防火管理者選任届出書の写し			
	39 保険証書の写し			子どもの傷害等に係る保険証書
	40 給食施設事業開始届の写し(継続的に1回50食以上の食事を提供する場合等)			食品衛生法に基づく営業許可申請書・営業届が必要な場合がありますので、管轄の保健所にお問い合わせください。
	41 入園案内資料(募集要項)及び入園契約書案			
	42 1号認定子どもの選考に係る基準が確認できる書類			
	43 職員研修年間計画書			
	44 職員勤務ルーテーション表			
	45 教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画(様式例1 No.1~No.8)			幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの
	46 学校評価計画表(様式例2)			

別表5

私立幼保連携型認定こども園(公私連携幼保連携型認定こども園含む。)の変更届出事項及び必要書類一覧表

変更する事項		添付書類
1 設置主体の名称		理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 登記事項証明書
2 設置主体の住所		理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 登記事項証明書
3 設置主体の代表者		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・登記事項証明書 ・誓約書(第6号様式) ・宣誓書(第7号様式)
4 施設の名称		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること)
5 施設の所在地(位置、表示)		位置の変更の場合 ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) 表示の変更の場合 ・住居表示変更に伴う市町村からの通知等
6 園長		・異動等確認のできる書類 ・新任園長の履歴書及び資格を証明する書類の写し ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・誓約書(第6、8号様式)
7 定員(知事に認可を受けた定員)		・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式) ・変更後の平面図(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること) ・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・変更後の園則又は運営規程
8 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面(増改築・建替・使用目的の変更含む)		・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・園地、園舎等の平面図、建物配置図等(各部屋の使用目的(乳児室等)及び面積を明示すること) ・工事請負契約書等の写し ・土地及び建物の登記簿謄本※登記事項に変更がある場合のみ ※届出時に登記がなされていない場合は登記後提出すること
9 園則又は運営規程		
9-1	目的	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-2	学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-3	教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-4	保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-5	職員組織に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程 ・変更後の学級編制及び職員配置等に関する調書(第4-2号様式)
9-6	入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程
9-7	保育料その他の費用徴収に関する事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程 ・変更に係る積算資料
9-8	その他施設の管理についての重要事項	・理事会、評議員会議事録の写し(原本証明をすること) ・新旧対照表 ・変更後の園則又は運営規程

提出書類		認定申請	内容変更の届出				
			代表者	規模構造・ 屋外遊戯場等 設備	定員	認定こども園の長	
提出時期		30日前	20日前			前日まで	
「高知県認定こども園条例施行規則」で定める書類	第1号様式(連携型外認定こども園認定申請書)	公私					
	第2号様式(子どもの教育及び保育に従事する者の職員状況)	公私			公私		
	第3号様式(子どもに対する教育及び保育に従事する者の資格)	公私			公私		
	職員の資格を証明する書類の写し(第3号様式の添付書類)	公私			公私		
	第4号様式(施設設備の概要)	公私		公私			
	施設の配置図及び平面図(第4号様式の添付書類)	公私		公私			
	屋外遊戯場等の特例を適用する場合に認定の要件を満たすことを証明する書類(第4号様式の添付書類) ※該当する場合のみ	(公私)		(公私)			
	教育及び保育の内容に関する書類	公私					
	子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類	公私					
	子育て支援事業に関する書類	公私					
	第5号様式(管理運営等の概要)	公私					
	保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類	公私					
	第7号様式(連携型外認定こども園変更届出書)		公私	公私	公私	公私	
	第11号様式(教育保育従事職員等資格特例証明書) ※該当する場合のみ	(公私)					
	現在有する資格を証明する書類の写し(第11号様式の添付書類)	(公私)					
資格試験受験票、通信講座受講票等の写し(第11号様式の添付書類)	(公私)						
「高知県連携型外認定こども園事務取扱要領」で定める書類	設置者関係	履歴書(法人の場合は代表者の履歴書)	私	私			
		第2号様式(誓約書)(法人の場合は代表者のみ)	私	私			
		定款、寄附行為の写し(法人)	私				
		議事録(決議録)(法人)	私		私	私	
		協議書等の写し(設置者が異なる場合) ※該当する場合のみ	(私)				
	過去3年間の決算書	私					
	職員関係	認定こども園の長の履歴書	私				私
		第2号様式(誓約書)(認定こども園の長)	私				私
		調理業務委託契約書又は外部搬入業務委託契約書の写し ※該当する場合のみ	公私				
	施設設備関係	建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類(賃貸借契約書等)の写し	私		私		
	管理運営関係	第1号様式(連携型外認定こども園 施設概要)	公私	公私	公私	公私	公私
		認定こども園又は認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等の規則	公私				
		園児募集要項又は重要事項説明書等	公私				
		開設する年度の歳入歳出予算書又は予算案	私				
		保険又は共済制度への加入を証する書類の写し	公私				
関係条例(改正等を行う場合)		公	公				

## ○その他届出事項

### ◎一時預かり事業

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	一時預かり事業開始届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の12第1項
	一時預かり事業変更届出書	変更後1ヶ月以内	児童福祉法第34条の12第2項
	一時預かり事業廃止(休止)届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の12第3項

### ◎病児保育事業

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	病児保育事業開始届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の18第1項
	病児保育事業変更届出書	変更後1ヶ月以内	児童福祉法第34条の18第2項
	病児保育事業廃止(休止)届出書	あらかじめ届出	児童福祉法第34条の18第3項

### ◎利用定員（特定教育・保育施設）

	項 目	届出時期	根拠法令
届出事項	特定教育・保育施設の利用定員に係る届出について	事後	子ども・子育て支援法第31条第3項
	特定教育・保育施設の利用定員の変更に係る届出について	事後	子ども・子育て支援法第32条第3項

○各種様式は、ぎょうせいネットに掲載されていますので、ご活用ください。

## 事故報告について

### 1 事故が発生した場合の報告

保育所、幼稚園、認定こども園等は、事故が発生した場合には、速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。また、事故のうち、次の重大な事故について報告を行うこと

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

### 2 報告様式等

(1) 様式：教育・保育施設等事故報告書

(2) 国への報告期限：①第 1 報 …… 原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）

②第 2 報 …… 原則 1 ヶ月以内程度

③第 2 報以降…… 状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと

(3) 報告対象施設：

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業

延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

⑧認可外保育施設

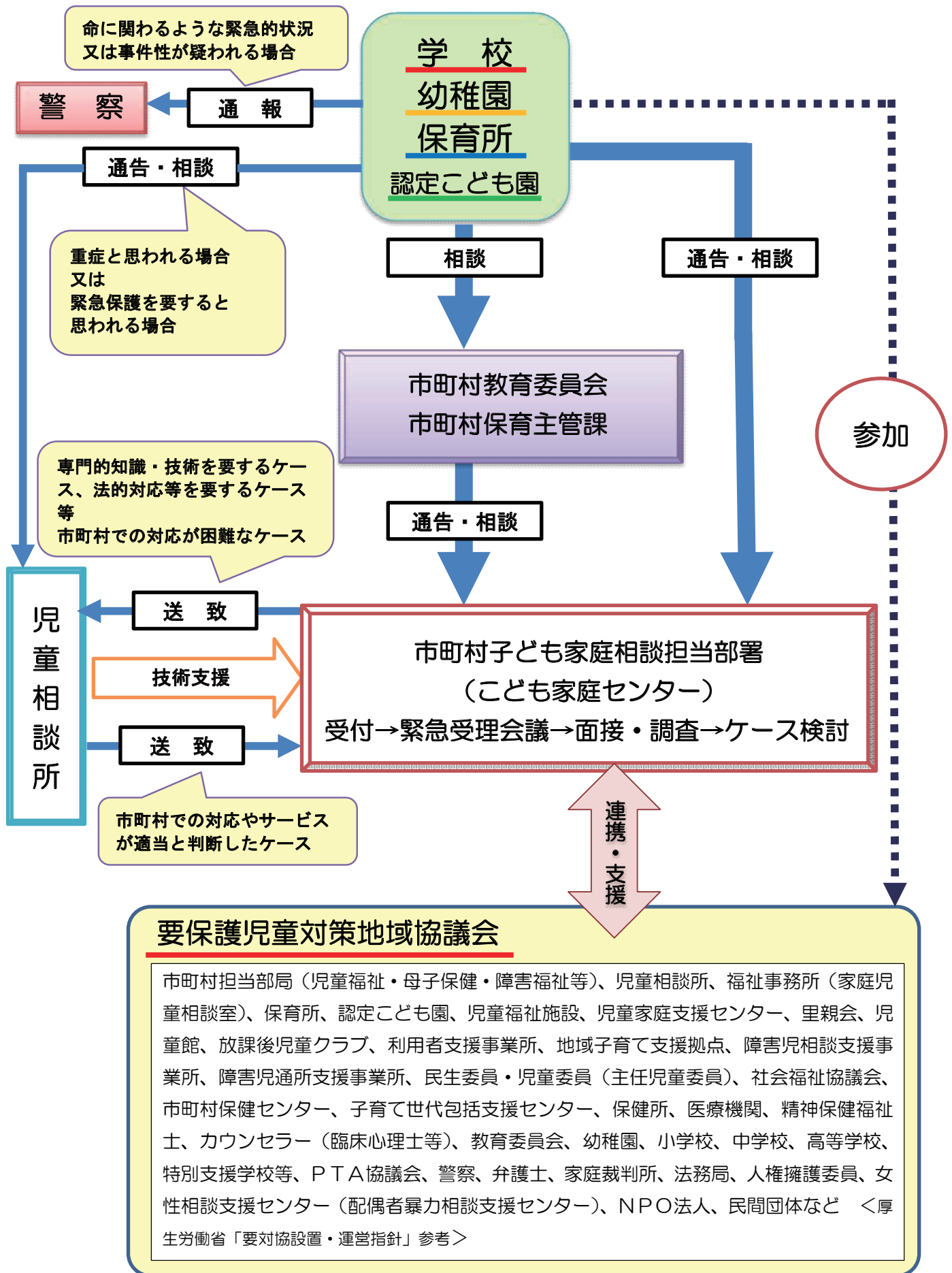
(4) 報告ルート：(原則) 各施設 → 市町村 → 県 → 国

(認可外保育施設) 各施設 → 県 → 国

### 3 その他

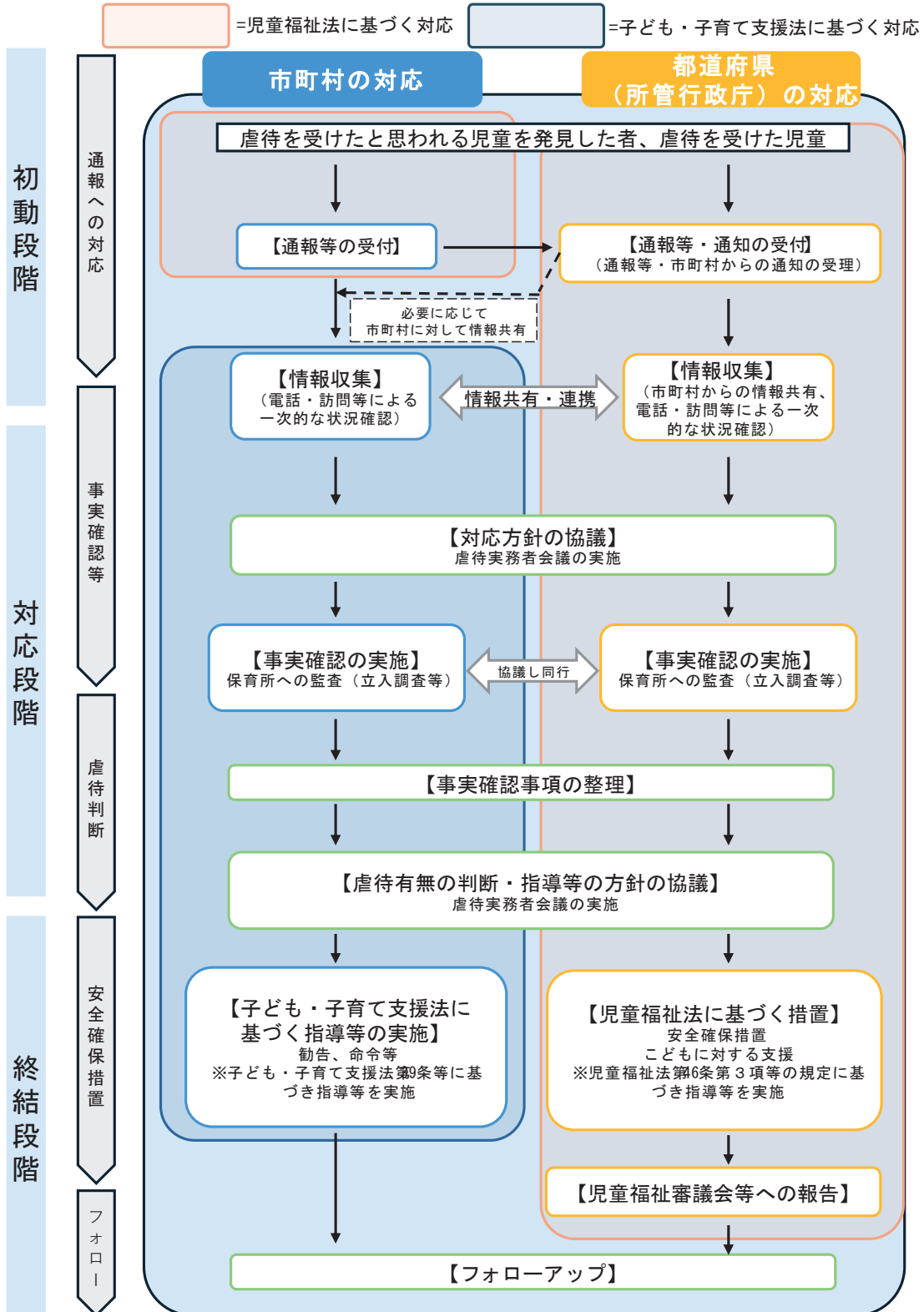
- ・治療期間が 30 日以上となる可能性が高い(又は不明の)場合は、事故報告を行うこと。その後、30 日以内に完治した場合は、その旨連絡すること
- ・食物アレルギー等を有する乳幼児への誤配膳によりアレルギー症状が現れた場合には、市町村経由で当課に第一報を入れるとともに、報告書（任意様式）を提出すること（平成 29 年 11 月 28 日付け 29 高幼保第 356 号）

# 児童虐待に関する通告・相談の流れ



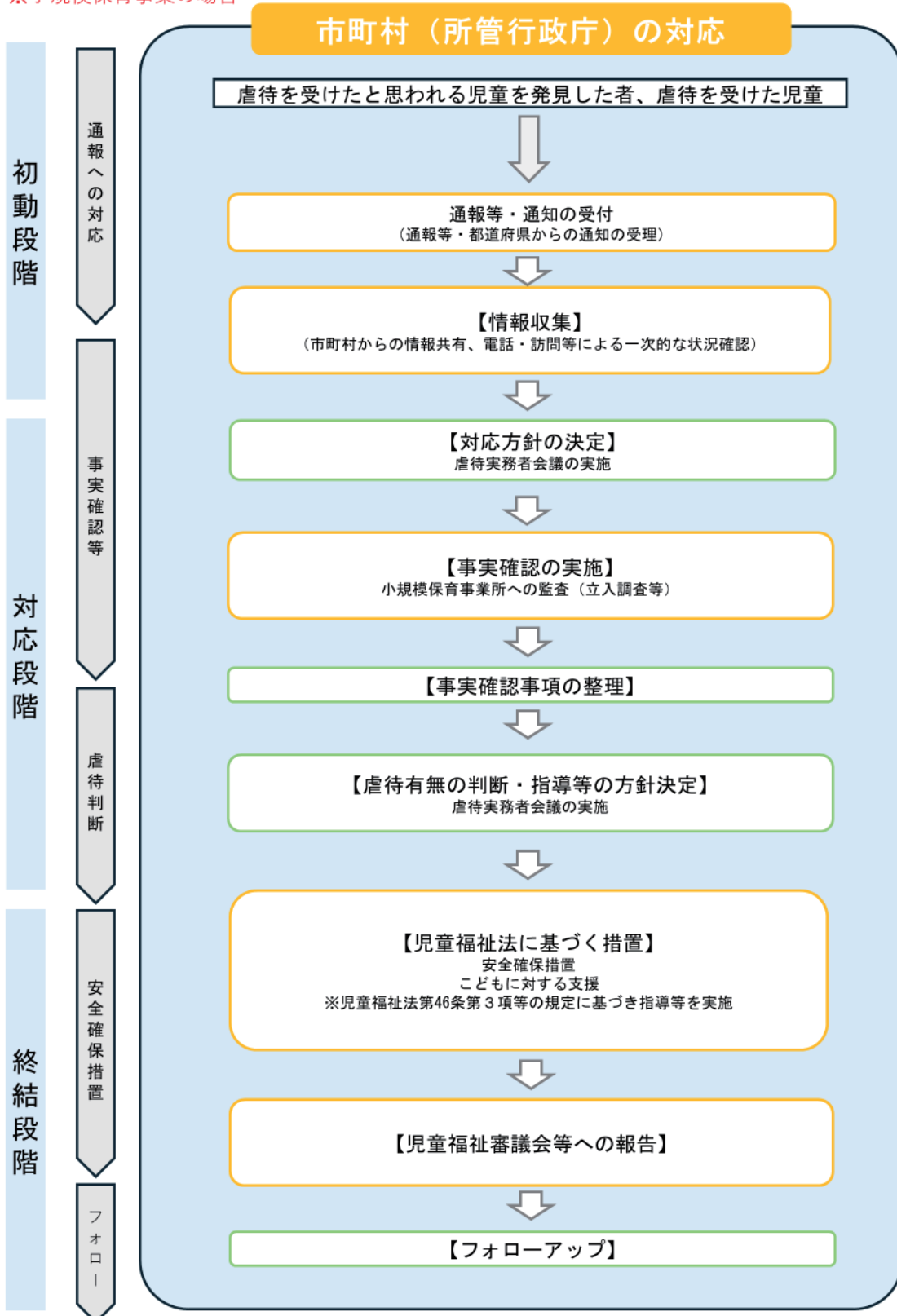
■虐待対応の全体像 (例：保育所の場合)

※保育所の場合



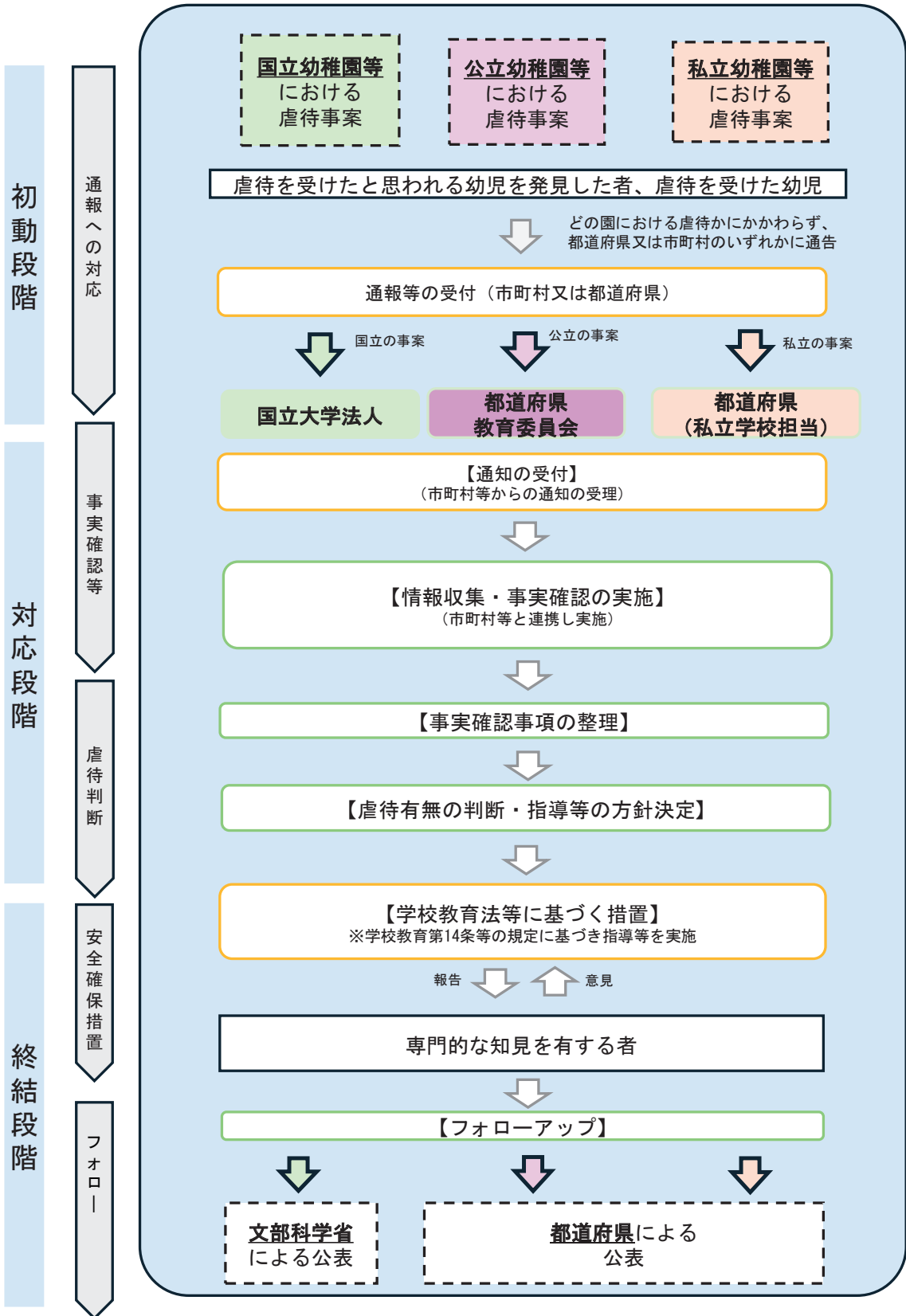
■虐待対応の全体像（例：小規模保育事業の場合）

※小規模保育事業の場合



■虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）

※幼稚園等の場合



## 児童生徒性暴力等の防止について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、資格管理の厳格化が規定され、下記のデータベースが整備されました。

対象施設等は異なりますが、どちらも任命・雇用しようとする際にはデータベースの活用が義務付けられています。

人事異動等により任命・雇用する担当者が変更となる場合は、ID変更等の手続きを行う必要があります。また、アカウントには有効期限が設定されているため、必ずアカウント延長の手続きを行ってください。具体的な手続き方法については各マニュアルに詳しく記載されています。

### 特定免許状失効者管理システム

#### 概要

児童生徒に対して性暴力等を行ったために教員免許状が失効等した者の情報を管理するデータベース。

#### 対象施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園  
(幼保連携型・幼稚園型)

※教育職員等

＝教育職員（教諭等）、園長、副園長、教頭

※教育事務職員は対象外

### 保育士特定登録取消者管理システム

#### 概要

児童生徒に対して性暴力等を行ったために保育士登録を取り消された者の情報を管理するデータベース。

#### 対象施設

- ・保育所
- ・認定こども園（全類型）
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業
- ・乳児等通園支援事業（誰でも通園）

## 財産処分について

国又は県の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、事前に国又は県の承認を受ける必要がある。

※ 承認に時間を要する場合もあるため、財産処分を検討するときは、時間に余裕をもって県に相談すること。

### ・財産処分の種類

転 用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲 渡：補助対象財産の所有者の変更。

交 換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸 付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃 棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

# 「とさまなチャンネル」

高知県教育委員会事務局



## 大人気！ぴかるんとかわぴよんの 親子で遊ぼう！シリーズ



## 令和8年度 就学前の教育・保育行政の概要

高知県教育委員会事務局 幼保支援課

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52

企画・事業者支援担当：088-821-4882

運営支援担当：088-821-4910

幼児教育担当：088-821-4881

親育ち支援担当：088-821-4889

FAX：088-821-4774

E-mail：311601@ken.pref.kochi.lg.jp